

浸水警戒区域の指定について

流域治水の推進に関する条例第 13 条に基づく、浸水警戒区域の指定について報告します。

□対象地区 米原市村居田地区

- ・浸水警戒区域の表示（別紙）
- ・浸水警戒区域における想定水位（別紙）
- ・浸水警戒区域の指定の告示（平成 29 年 6 月 16 日予定）

（指定までの手続）

■縦覧公告（平成 29 年 3 月 15 日～29 日）により住民・利害関係人から出された意見

特になし

■流域治水推進審議会答申(平成 29 年 5 月 29 日)

米原市村居田地区の浸水警戒区域の指定について諮問

（答申）妥当である。

■米原市長の意見（平成 29 年 4 月 28 日）

知事が、滋賀県流域治水の推進に関する条例第 13 条の規定に基づき、米原市村居田の一部を浸水警戒区域に指定することについて、意見はありません。

なお、区域指定以後も、万が一の災害に備えた防災訓練の実施等、地元地域への支援、および治水の基幹的対策としての河川整備を継続して推進いただきますようお願いいたします。

（その他）

朽木野尻地区においては、区域指定に向けて手続きを進めてきたところであるが、平成 29 年 5 月 20 日に朽木野尻区の臨時総会が開催され、慎重な意見が出されたため、流域治水推進審議会への諮問を見合わせました。